



平成30年4月以降の 介護予防・日常生活支援総合事業 について



介護予防・日常生活支援総合事業の全体像(H30.4～)

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「『通いの場』応援隊」

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。

「ささえあい支援事業」【新設】

地域住民が所属する地縁団体等が主体となり、日常生活における多様なお困りごとに対する支援を提供。

「短期集中予防サービス」の提供

「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「くらしいいきいき教室」

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ一体的に提供。

「いきいき訪問」【新設】

リハビリテーション専門職による訪問支援。

訪問介護・通所介護相当サービス

従前の介護予防訪問介護・通所介護の基準のもとに自立支援・重度化防止に資するサービス等を提供。

「通いの場」の「見える化」・創出

「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「シルバーサロン」

「宅老所」等において、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を派遣。

「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受付。
- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用して「介護予防ケアマネジメント」を実施。

「エビデンス」に基づく健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市介護予防日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用。
- 「桑名ふれあいトーク」、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」等を実施。
- 「高齢者サポーター養成講座」、「桑名いきいき体操サポーター養成講座」等を開催。
- 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。



桑名市
KUWANA CITY

新しく総合事業に位置づけた サービスの概要



本物力こそ桑名力



桑名市
KUWANA CITY

いきいき訪問



本物力こそ桑名力

いきいき訪問について

事業の概要など

リハビリテーション専門職が居宅等を訪問し、生活の場における機能向上のための助言、指導及び環境調整を行います。

平成30年4月よりサービス提供事業所の募集を開始します。

⇒ サービス提供事業所が決まりましたら、順次、情報提供していきます。

いきいき訪問の詳細(1)

| | |
|------|---|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」 |
| 趣旨 | <ul style="list-style-type: none">○ 生活の場におけるアセスメント及びモニタリングにリハビリテーション専門職が関与することで本人への自立支援を推進する。○ 生活機能向上の為に必要な環境調整を短期間で行う。○ 機能向上ができた利用者に対し、「生活の場」(居宅及び通いの場など)を訪問し、対象者に合わせた環境調整を行うことで、「参加」「活動」につなぎやすくする。○ 通所の機能訓練がなじまない利用者に対し、居宅を訪問し、「生活の場」における機能向上のための助言・指導及び環境調整等を行うことで、次の段階につなぎやすくする。 |
| 対象者 | 運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、「いきいき訪問」を利用する必要がある者 (ただし、「いきいき訪問」の利用は1年間で8回の利用を上限とする。) |

いきいき訪問の詳細(2)

| | |
|-----|--|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none">① リハビリテーション専門職によるアセスメント及びモニタリングに対する関与② 週1回以下、8回／年を上限とする<ul style="list-style-type: none">i 30分～1時間程度のリハビリテーション専門職の「生活の場」における助言・指導及び環境調整を主とした生活機能向上へのアプローチ等③ 医師の指示書を必要としない。 通院・通所が困難な者に対して、医師の指示に基づき行う訪問リハビリテーションとは異なる。 |
| 事業者 | 医療機関・介護事業所等へ委託 ただし、市の指定する研修を受講したリハビリテーション専門職とする。 |

いきいき訪問の詳細(3)

| | |
|--------|---|
| 手続 | <p>○ 「介護予防ケアマネジメント」について「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施</p> <p>(注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」(「B型地域生活応援会議」)を開催</p> |
| サービス単価 | 30分のサービス提供:5,000円、1時間のサービス提供:10,000円 |
| 利用者負担 | 基本報酬の10%及び実費 |

いきいき訪問について(利用例①)

単独利用の場合

80代前後半男性(要支1)

免許返納後、自宅に閉じこもりがち、不活発に
⇒ 通所介護へ通っての機能向上は拒否(← 他者との交流は苦手)



いきいき訪問

自宅での具体的な訓練の指導や助言、環境調整など
⇒ 以前の活動や参加の再獲得へ

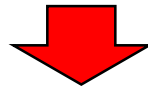
いきいき訪問について(利用例②)

他サービスと併行利用(終了後に利用)の場合

80代後半女性(要支2)

転倒による腰椎圧迫骨折後の安静で不活発に。

- ⇒
- ・IADL低下
 - ・以前通っていた編み物サークルへ行けなくなった



通所介護へ週2回 + **いきいき訪問**

- ・自宅での環境設定、本人への動作指導など
 - ・サークル会場までの道のり確認
- ⇒ 自宅でのIADL再獲得、サークルへ行くことへの不安解消

いきいき訪問について(利用例③)

他サービスと併行利用(終了後に利用)の場合

70代後半女性(要支1)

進行性の神経疾患、転倒回数増加。認知機能も低下傾向

- ⇒
- ・入浴:見守り~軽介助レベル
 - ・転倒の危険予測、順序立てての家事遂行が困難に



訪問介護 週1回 + いきいき訪問

- ・環境調整、本人への指導や助言
 - ・状況に応じたヘルパーへの支援方法の助言など
- ⇒ 専門職のより効果的な支援が可能に



桑名市
KUWANA CITY

ささえあい支援事業



本物力こそ桑名力

ささえあい支援事業について

事業の概要など

地域住民が主体となって、生活支援(ゴミ出しや買い物、調理、掃除、電球交換、雪かき、庭の手入れなどの日常生活上の困りごとの支援)を実施します。

平成30年4月より、活動団体を募集します。

⇒活動団体が決まりましたら、
順次、情報提供していきます。

ささえあい支援事業の詳細

| | |
|-------|--|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の「その他の生活支援サービス」 |
| 内容 | 地域住民が所属する地縁組織などが主体となり、支援が必要な高齢者等に対して、日常生活における多様な困りごとに対する支援を行う。 |
| 要件 | <ul style="list-style-type: none">・要支援認定者へのサービス提供が可能であること・サービスに従事する人が一定以上いること・サービスに従事する人がボランティア保険等の保険に加入すること・サービスに従事する人が高齢者サポーター養成講座等の研修を受講すること 等 |
| 提供エリア | 団体ごとに提供エリアを定める |
| 助成金 | 活動団体に対して60,000円／年を上限に助成金を交付 |
| 利用者負担 | 団体ごとに利用者負担額を定める |



桑名市
KUWANA CITY

従来のサービスにおける 変更点など



本物力こそ桑名力



桑名市
KUWANA CITY

訪問介護・通所介護 相当サービス



本物力こそ桑名力

訪問介護・通所介護相当サービスについて(1)

事業の概要

介護保険事業所による旧介護予防訪問介護・通所介護と同様のサービス
※H27年3月末時点において介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けていた事業所は、この指定を受けているとみなされていました。(いわゆる「みなし指定」)

変更する点

サービスの自立支援・重度化防止をさらに推し進めるため、桑名市独自の基準として以下の3点(訪問型は2点。)を追加しました。サービスを提供する事業所は、これに従って事業運営することになります。

- ① 自立支援・重度化防止に関する職員研修の実施
- ② 「地域生活応援会議」への参加
(⇒ケースが無い場合には会議傍聴)
- ③ (通所のみ)介護支援ボランティア制度等を活用しながら高齢者をボランティアとして受け入れる努力義務

訪問介護・通所介護相当サービスの詳細(1)

| | 訪問介護相当サービス | 通所介護相当サービス |
|---------|---|------------|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護に相当するサービス」 | |
| 内容 | 旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じ | |
| 人員・設備基準 | 旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じ | |
| 手続 | ○「介護予防ケアマネジメント」について従来どおり、 「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を実施 (注) 桑名市及び桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「A型地域生活応援会議」)を開催する。 | |
| サービス単価 | 国の示す単価等と同じ(平成30年9月までは従来どおりです。) ※10月に国の報酬改正が予定されています。 | |
| 利用者負担 | 介護給付サービスの負担割合と同じ(1割又は2割負担) (平成30年8月からは1～3割負担) | |

訪問介護・通所介護相当サービスの詳細(2)

| | 訪問介護相当サービス | 通所介護相当サービス |
|--------------------|---|--|
| <p>遵守事項 など</p> | <p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② 自立支援・重度化防止に関する職員研修の実施</p> <p>③ 「地域生活応援会議」への参加(⇒ケースが無い場合には会議傍聴)等を基準に規定。</p> | <p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② PDCAサイクルをもとに、各事業者の自立支援・重度化防止の取組等を評価しながら、上位事業者の表彰や事例発表等の仕組みを導入する際、この協力や参加(⇒要介護者へのサービス提供部分も含む)</p> <p>③ 自立支援・重度化防止に関する職員研修の実施</p> <p>④ 「地域生活応援会議」への参加(⇒ケースが無い場合には会議傍聴)</p> <p>⑤ 介護支援ボランティア制度等を活用しながら高齢者をボランティアとして受け入れる努力義務(⇒地域密着型サービス(訪問サービスを除く)についても同じ規定を設ける。)</p> <p>等を基準に規定。</p> |



桑名市
KUWANA CITY

くらしいきいき教室



本物力こそ桑名力

くらしいきいき教室について(1)

事業の概要

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ、一体的に提供するサービス。

変更する点

- 通所サービスを新規に利用しようとする際には、この「くらしいきいき教室」を**最初に**利用することを推奨します。
※ ただし、十分なケアマネジメントの結果、その他の通所サービスが有効であると認められる場合には、この限りではありません。
- サービスの提供期間を**原則3月**にし、6月を限度にサービス提供します。
- サービス単価(基本報酬)を改正します。(詳細は**P25**に)

くらしいきいき教室について(2)

その他お知らせ事項

○地域生活応援会議について

くらしいきいき教室利用時における、会議の運用を変更します。
(詳細は、資料4「平成30年4月以降の地域生活応援会議の運用について」を参照)

○サービス提供事業者について

来年度中に事業者の公募を実施します

くらしいきいき教室の詳細(1)

| | |
|------|--|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」 |
| 趣旨 | <ul style="list-style-type: none">○ 通所時に実行することができる「手段的日常生活動作(IADL)」を在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。○ 実効できる「手段的日常生活動作(IADL)」が増えるよう、リハビリテーション専門職の関与によるアセスメント・モニタリングの強化を推進。○ 生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する。 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">○ 運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、「くらしいきいき教室」を利用する必要がある者○ 通所サービスを新規に利用しようとする際には、この「くらしいきいき教室」を最初に利用することを推奨します。 ※ただし、十分なケアマネジメントの結果、その他の通所型サービスが有効であると認められる場合にはこの限りではありません。 |

くらしいきいき教室の詳細(2)

| | |
|------|--|
| 内容 | <p>① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与</p> <p>② 3月を原則として、6月を限度とするサービスの提供</p> <p>i 原則週2回の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等 (注) 「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。</p> <p>ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の 対象者を取り巻く生活の場における環境調整等</p> |
| 事業者 | <p>通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション 及び認知症対応型通所介護の指定を受けた事業所であって、 公募により選定を受けた事業者</p> <p>(注) 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る 指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも可能。</p> |
| 遵守事項 | <p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② サービスの提供状況に関する情報の公表 (注) 「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。</p> <p>③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等</p> |

くらしいきいき教室の詳細(3)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|------|-----------------|------------------|-------|------------------|----|-------------------------|------|-------|------------------|---|-----------------|----|------------|-----|----------------------------|
| <p>手続</p> | <p>○ 指定事業者の指定については、公募を実施。</p> <p>○ 「介護予防ケアマネジメント」について従来どおり、「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」の実施。</p> <p>(注) 桑名市及び桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」(「A型地域生活応援会議」)を開催する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>サービス単価</p> | <p>① 基本報酬 (i・ii :週1回、i-2・ii-2:週2回以上) <u>(下線部が改正点)</u></p> <table border="0"> <tr> <td>i</td> <td>1～3月目:22,000円/月</td> <td>i-2</td> <td>1～3月目</td> <td><u>43,000円/月</u></td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>4～6月目:<u>18,000円/月</u></td> <td>ii-2</td> <td>4～6月目</td> <td><u>35,000円/月</u></td> </tr> </table> <p>② 加算</p> <p>対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。</p> <table border="0"> <tr> <td>i</td> <td>サービス事業所:18,000円</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>対象者:2,000円</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円</td> </tr> </table> | i | 1～3月目:22,000円/月 | i-2 | 1～3月目 | <u>43,000円/月</u> | ii | 4～6月目: <u>18,000円/月</u> | ii-2 | 4～6月目 | <u>35,000円/月</u> | i | サービス事業所:18,000円 | ii | 対象者:2,000円 | iii | 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円 |
| i | 1～3月目:22,000円/月 | i-2 | 1～3月目 | <u>43,000円/月</u> | | | | | | | | | | | | | |
| ii | 4～6月目: <u>18,000円/月</u> | ii-2 | 4～6月目 | <u>35,000円/月</u> | | | | | | | | | | | | | |
| i | サービス事業所:18,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ii | 対象者:2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| iii | 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>利用者負担</p> | <p>基本報酬の10%及び実費</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |



桑名市
KUWANA CITY

栄養いきいき訪問



本物力こそ桑名力

栄養いきいき訪問について(1)

事業の概要

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

変更する点

- サービスの提供回数(訪問回数)を
1クール6回⇒1クール**5回**に変更します。
- サービス単価を改正します。(詳細は**P28**に)
- なお、初回アセスメント(訪問する管理栄養士が実施)に
用いる様式を変更します。

栄養いきいき訪問の詳細

| | |
|--------|---|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」 |
| 内容 | 三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。 |
| 手続 | ○ 「介護予防ケアマネジメント」について従来どおり、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催 ○ なお、初回アセスメント(訪問する管理栄養士が実施)に用いる 様式を変更。 |
| サービス単価 | ① 1回目:6,000円/回 ② <u>2~5回目:5,000円/回</u> (下線部が改正点) |
| 利用者負担 | 10%及び実費 |



桑名市
KUWANA CITY

えぷろんサービス



本物力こそ桑名力

えぷろんサービスについて

事業の概要

シルバー人材センターの会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

変更する点

特に変更点はありません。

その他お知らせ事項

このサービスでは、訪問介護で提供できるサービス内容以外にも、外出支援、話し相手のサービスもありますので、ぜひ活用を検討ください。

えぷろんサービスの詳細

| | |
|--------|---|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB(住民主体による支援)」 |
| 内容 | <p>桑名市シルバー人材センター等に委託し、日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。</p> <p>サービス内容等については、桑名市シルバー人材センター等と今後も協議しながら改善を図る。</p> <p>(注) 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。これに対し、「えぷろんサービス」は、訪問介護員以外の者によって提供されることが可能である一般的な生活援助を内容とするもの。</p> |
| 手続 | <p>「介護予防ケアマネジメント」については、「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施</p> <p>(注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」(「B型地域生活応援会議」)を開催</p> |
| サービス単価 | 1,000円/時間 |
| 利用者負担 | 30%及び実費 |



桑名市
KUWANA CITY

「通いの場」 応援隊



本物力こそ桑名力

「通いの場」応援隊について

事業の概要

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。

変更する点

特に変更点はありません。

その他お知らせ事項

移動支援の担い手が不足しているため、高齢者でこの担い手になりそうな方がいれば、社協の生活支援コーディネーター又は市にお知らせください。

「通いの場」応援隊の詳細

| | |
|-------|--|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスD(移動支援)」 |
| 趣旨 | <ul style="list-style-type: none">○ 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の「見える化」・創出に取り組むことが基本。○ しかしながら、高齢者の状態像や、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の立地状況によっては、閉じこもりとならないよう、自宅を始めとする住まいと「通いの場」との間で移動支援を提供することが必要。○ もっとも、移動支援の提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう留意。 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none">○ 移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。○ 具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。 このほか、このボランティア制度とは別に移動支援の方策等を検討。 |
| 利用者負担 | 実費 |



桑名市
KUWANA CITY

シルバーサロン



本物力こそ桑名力

シルバーサロンについて

事業の概要

宅老所、まめじゃ会、ふれあいサロンにおいて、地域住民が相互に交流する場、介護予防に資する場を提供。

変更する点

- より介護予防に資する場となるように、補助要件の見直しを行いました。
- また、要支援認定者やチェックリスト該当者の受け入れ割合に対する加算も導入します。
(詳細はP37に)

シルバーサロンの詳細

| | |
|-------|--|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB(住民主体による支援)」 |
| 内容 | 介護予防に資する内容として、下記の要件を補助基準とする ○ 毎回実施 i 運動に関する事 ii 認知症予防に関する事 ○ 選択的実施(年1回以上実施) i 栄養に関する事 ii 口腔機能に関する事 iii 多世代交流に関する事 ○ 加算項目 i 開催1回毎に、「基本チェックリスト」該当者、要支援認定の方の3割以上の受け入れ ii 移動支援(通いの場応援隊)の実施 |
| 助成金 | ① 月間の1～4回目 : 3,000円/回 、加算 500円/回 ② 月間の5回目以降 : 1,500円/回 、加算 250円/回 |
| 利用者負担 | 実費 ※利用者からの実費負担徴収を努力義務とする |



桑名市
KUWANA CITY

健康・ケア教室



本物力こそ桑名力

健康・ケア教室について

事業の概要

医療機関や介護事業所の空きスペースを活用して、専門職の関与のもと、ボランティアと協働しながら介護予防教室を開催。

変更する点

- 助成金(補助金)基準額を見直しました。
(詳細はP40に)

健康・ケア教室の詳細

| | |
|-------|--|
| 位置付け | 「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスB(住民主体による支援)」 |
| 趣旨 | 医療・介護・健康等の専門職を抱える医療機関及び介護事業所等においては、医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護・健康等のサービスを提供する拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で事業を運営することが期待される場所。 |
| 内容 | 医療機関及び介護事業所等において、その空きスペース等を活用するとともに、医療・介護・健康等の専門職とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民が相互に交流する機会を提供。 なお、事業所等以外の場所でも、専門職を派遣することによって定期開催が可能であれば、健康・ケア教室として実施することも可。 |
| 助成金 | 5,000円／回を助成（助成回数は、月4回を上限とする） ただし、1回当たり1時間以上の開催、かつ月30人以上の参加があり、利用者負担は500円以内としていること |
| 利用者負担 | 実費（500円以内） |



桑名市
KUWANA CITY

その他



本物力こそ桑名力

終了となるサービスについて

次の2つのサービスは、平成30年3月末をもって終了します。

- ・お口いきいき訪問
- ・おいしく食べよう訪問



桑名市
KUWANA CITY

介護予防ケアマネジメント



本物力こそ桑名力

介護予防ケアマネジメント(1)

| | 「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」 | 「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」 | 「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」 |
|------|--|---|---|
| 対象者 | <p>次に掲げるサービスを利用する高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問介護相当サービス ② 通所介護相当サービス ③ 「くらしいきいき教室」 | <p>次に掲げるサービスしか利用しない高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① えぷろんサービス ② 栄養いきいき訪問 ③ いきいき訪問 | <p>介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」する高齢者(「通いの場」応援隊、シルバーサロン、健康・ケア教室、又はささえあい支援事業を利用する者を含む。)</p> |
| 実施機関 | <p>地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者</p> | <p>地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者</p> | <p>地域包括支援センター</p> |

「介護予防ケアマネジメント」(2)

| | 「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」 | 「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」 | 「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」 |
|------------|---|--|---------------------------------------|
| 手続 | <p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 すべての地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型 地域生活応援会議」)を 開催。</p> | <p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 それぞれの地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「B型 地域生活応援会議」)を 開催。</p> | <p>「元気アップ計画書」を 交付。</p> |
| サービス 単価 | <p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の100% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)】の100%</p> | <p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の50% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)】の100%</p> | <p>1,500円／月 (1月に限る。)</p> |



- **基本チェックリスト該当者の有効期間の設定について**
- **介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出について**
- **基本チェックリストへの個人番号欄の追加について**



基本チェックリスト該当者の有効期間の設定について(1)

- 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A
【平成27年8月19日版】より

基本チェックリストにより事業対象者になった者に関しては、有効期間という考え方はないが、サービス提供時の状況や利用者の状態等の変化に応じて、適宜、基本チェックリストで本人の状況を確認していただくことが望ましい。』

- 近隣保険者へ調査を行ったところ、県内北勢圏域においては2年間の有効期間を設定しているところが多い。(津市・四日市市・いなべ市 等)
- 地域包括ケアシステム推進協議会でのご意見より
何らかの利用者の状態変化があるケースもあるのではないか。
サービスの適正な利用のために有効期間は必要ではないか。

⇒ 2年間の有効期間を設定することとします。

基本チェックリスト該当者の有効期間の設定について(2)

○平成30年4月1日からの運用

●有効期間を2年間と定めます。

有効期間開始日:

新規該当 → ケアマネジメント開始年月日

認定更新 → 認定の有効期間終了日の翌日

| | |
|----------------------------------|--|
| 平成30年3月31日現在、既に基本チェックリストに該当している人 | 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの保険証を送付して差し替えを行う。 |
| 平成30年4月1日以降に基本チェックリストに該当する人 | 基本チェックリストの <u>有効期間開始日</u> から2年間の有効期間の保険証を交付する。 |
| 平成30年3月31日現在、既に総合事業のサービスを終了している人 | 平成30年4月1日から「事業対象者」の記載がない保険証を送付して差し替えを行う。 |

●基本チェックリスト該当者の更新について

- ① 有効期間の終了日から60日前に更新案内をお送りします。
- ② 担当ケアマネジャーがアセスメントを行い、引き続き基本チェックリストを実施するのか要介護認定申請をするのかを判断します。
- ③ 基本チェックリスト実施による更新の場合は、概ね30日前以降を目途に基本チェックリストを実施して対象者に該当するのか確認します。
- ④ 実施した基本チェックリストと介護保険被保険者証を介護高齢課に提出します。その際、窓口で基本チェックリスト実施内容を入力し、新たな有効期間の被保険者証をお渡しします。

介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出について

| 要支援認定と事業対象者間の移行 | 現在 | 平成30年4月1日から |
|---------------------------------|-------------|-------------|
| (1)要支援認定者 → 事業対象者 | 届出必要 | 届出不要 |
| (2)事業対象者 → 要支援認定者 | 届出不要 | |
| (3)要支援認定者 → 要支援認定者 (更新申請の場合) | 届出不要 | |



※平成30年4月1日からは、新規で事業対象者に該当した場合のみ届出を行ってください。

※必ず基本チェックリストと一緒に提出してください。

※ 介護予防支援事業所名(地域包括支援センター名)又は受託する居宅介護支援事業所を変更する場合は、従来どおり届出が必要です。

基本チェックリストへの個人番号欄の追加について

| 基本チェックリスト | | | | | | | | | | 記入日：平成 年 月 日 | | |
|--------------|-------------------|--|--|--|----|-----|-------|--------|-----|--------------|--|--|
| 被保険者番号 | 個人番号 | | | | | | | | 担当者 | | | |
| 氏名 | 住所 桑名市 | | | | | | | | | | | |
| 生年 | 大昭和 年 月 日(歳) | | | | 性別 | 男・女 | | 自治会名 | | | | |
| 連絡先 | 氏名 (続柄) | | | | 電話 | - | | 絡可能時間帯 | | | | |
| 相談内容 既往歴等 | | | | | | | | | | | | |
| NO | 質問項目 | | | | | | 答 | | 判定 | | | |
| 1 | バスや電車で1人で外出していますか | | | | | | 0. はい | 1. いいえ | | | | |
| 2 | 日用品の買い物をしていますか | | | | | | 0. はい | 1. いいえ | | | | |
| 3 | 預貯金の出し入れをしていますか | | | | | | 0. はい | 1. いいえ | | | | |
| 4 | 友人の家を訪ねていますか | | | | | | 0. はい | 1. いいえ | | | | |
| 5 | 家族や友人の相談にのっていますか | | | | | | 0. はい | 1. いいえ | | | | |

個人番号欄を設定した
様式に変更します。